# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

全国木材チップ工業連合会

最終改訂:令和6年10月1日

## (第一 目的)

本実施要領は、全国木材チップ工業連合会(以下、「全チ連」という。)が平成 24 年 7 月 10 日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」(以下、「行動規範」という。)に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

## (第二 本実施要領に基づく認定の対象)

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に示された、森林・林業・木材産業関係のうち、全チ連等の認定を得て、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定(以下、「認定」という。)を受けなければならない。
- 2 国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報(以下、「GHG 関連情報」という。)の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 3 本実施要領に基づく認定は全チ連の会員を対象とする。 なお、会員外の事業者の認定については必要に応じ別途定める。

## (第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請)

認定を受けようとする事業者は、【別記1】若しくは【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を全チ連に提出しなければならない。

### (第四 審査及びその結果の通知)

- 1 全チ連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の 内容について、第五(発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件)及びガイド ラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査 を実施する。
- 3 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については、現地審査を実施することとする。 これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 4 全チ連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

### (第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件)

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

#### (分別管理)

- ①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスと それ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ②入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

#### (帳票管理)

- ③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫、これらに関する証明行 為が管理簿等により把握できること。
- ④関係書類(証明書を含む。)を5年間保存することとしていること。

#### (責任者の選任)

- ⑤本取組の責任者が1名以上選任されていること。
- (GHG 関連情報の管理等)
- ⑥国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

### (第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表)

- 1 全チ連は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」(3において「事業者認定書」という。)を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、全チ連認定番号、認定年月日を全チ連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号を付与する。
- 3 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## (第七 証明事項の記載)

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に全チ連認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

## (第八 取扱実績報告及び公表)

- 1 認定事業者は、【別記3】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取 扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年 度分の実績を毎年6月末までに、全チ連へ報告する。
- 2 全チ連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

### (第九 立入検査)

- 1 全チ連は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、全チ連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当全チ連に協力しなければならない。
- 2 全チ連は、検査において適正ではない事項が認められた場合は、認定事業者に対して期間を定めて 是正を指導する。
- 3 GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降、毎年度(認定の更新を行う年度を除く)、書類検査を実施することとする。

### (第十 認定事業者の取消し)

- 1 全チ連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を全チ連のホームページ等に公表するものとする。
  - ①証明書の記載事項(GHG 関連情報を含む)に虚偽があったとき。
  - ②認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
  - ③全チ連が認定事業者に是正を求めた事項が解消されないとき。その他、認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
  - ④全チ連の定款第10条(除名)に基づき除名されたとき。
- 2 全チ連は、認定を取り消したときは、【別記4】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給 事業者認定取消通知書 | を当該認定事業者に送付するものとする。

### (第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続)

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書(継続)」を全チ連に提出しなければならない。

- 附則1 本実施要領は、平成24年7月10日から施行する。
- 附則2 本実施要領は、平成30年5月23日から施行する。
- 附則3 本実施要領は、令和6年10月1日から施行する。